

欧州MiFID IIに続き、カナダでCFR(顧客本位改革)！
グローバルなコスト低下が進む中、世界の投信コストは今？
～G7(日、米、英、仏、独、伊、加)とルクセンブルグ、オーストラリア
の投信コストの長期国際比較～

商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

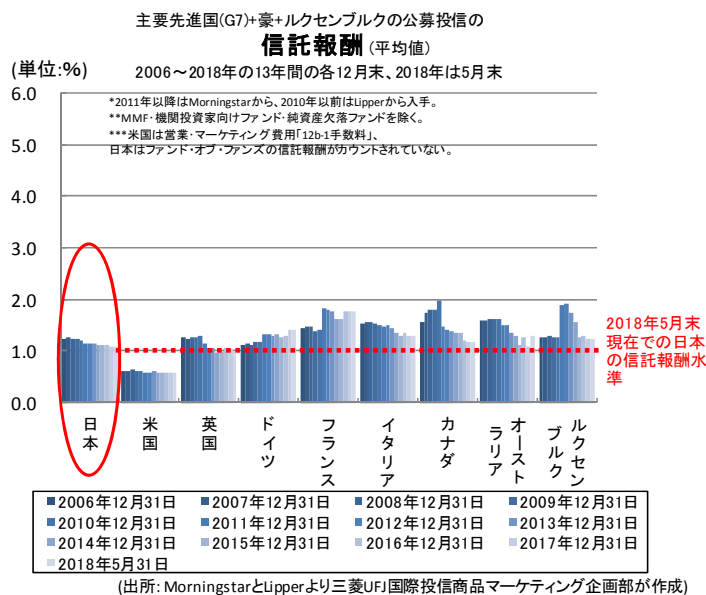
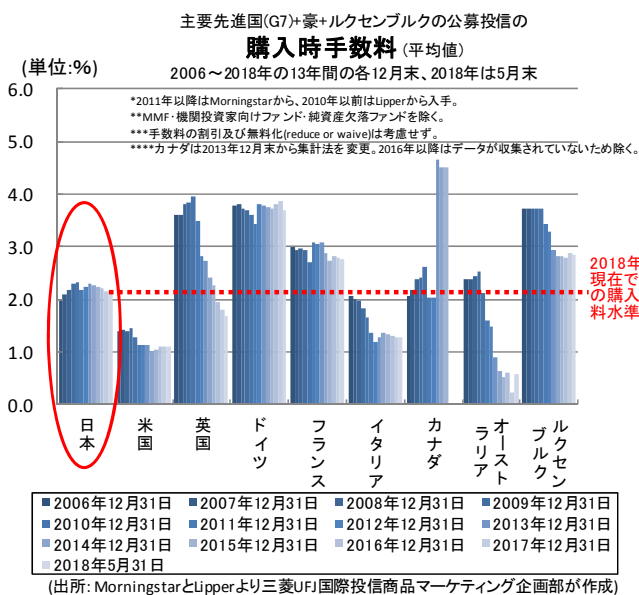
欧州の MiFID II に続きカナダでは CFR(顧客本位改革)!

資産運用業界では、規制強化を背景とするコスト低下がグローバルに進み、さらに進みそうである。欧州では**2018年1月3日にMiFID II(ミフィッド・ツー/第二次金融商品市場指令)が施行されて半年が経過(後述※1参照)**、「**MiFID IIの効果が現れ始めている。ITG社の最新調査‘Global Cost Review’によると、欧州では、運用会社がブローカーに支払った株式・債券リサーチ費用は2018年1-3月に5.2bpと、2017年10-12月の6.9bpから1bp超も低下した。英国は同期間に7bpから5.8bpへ低減した。**」(2018年6月4日付 Funds Europe ~ URLは後述[参考ホームページ]①)とされている。そして、**カナダでは2018年6月21日に投信コストを規制するCFR(顧客本位改革)が公表されている(後述※2参照)**。

以上のMiFID IIによるコスト低下は売買委託手数料のアンバンドリング/分離によるもので、カナダのCFRによるコスト低下(見込み)は販売手数料・信託報酬のアンバンドリングによるものである(後述※1参照)。もちろんMiFID IIにも販売手数料・信託報酬のアンバンドリングによるものがある(後述※1参照)。グローバルな金融規制当局が参加、国際ルールを策定する証券監督者国際機構/International Organization of Securities Commissions/IOSCOレベルなので、当然ではあろう。そこで今回は2018年6月に入手出来た約13年間のデータを使い、G7(日、米、英、仏、独、伊、加)とルクセンブルグ、オーストラリアを対象に、一般個人投資家向け投信コストの国際比較をする(後述※3参照)。

コスト(手数料等)の長期国際比較

下記グラフ左側が購入時手数料(販売手数料)、右側が信託報酬で、各国ごとに長期時系列推移となっている(*2006年から2017年の12年間の各年末、2018年は5月末)。



2018年は、購入時手数料・信託報酬ともに2017年末に比べて大半の国がほぼ同水準または低下していた。日本は購入時手数料(販売手数料)が2.15%と8カ国中4番目で、信託報酬が1.08%と9カ国中7番目である(単純平均値、日本はファンド・オブ・ファンズの信託報酬がカウントされていない。以下同じ)。前年末から購入時手数料は-0.002の低下、信託報酬は-0.003の低下で、共に6年連続低下となっている。

2018年6月13日に日本の投資信託協会が発表した「投資信託の主要統計等ファクトブック(2018年5月末)」によると、日本の購入時手数料が2.28%、信託報酬が1.08%だったので概ね一致する(*投資信託協会のデータは2017年3月末から四半期ベースで対象は追加型公募株式投信、DC向けやラップ等除く~URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

日本では、つみたてNISAの「制度の概要が定まって以降、信託報酬の低い新商品の設定や既存商品の信託報酬引き下げが相次ぎ、投信ビジネスの世界では『価格破壊』の動きもみられる。」(2018年1月12日付日本経済新聞電子版~URLは後述[参考ホームページ]④参照)と言われている。実際、「つみたてNISA」の対象商品の約9割を占める指定インデックス投信の信託報酬は、国内資産に投資するインデックス投信(35本)で平均0.27%(法令上0.5%以下)、内外・海外資産に投資するインデックス投信(96本)で平均0.34%(法令上0.75%以下~URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)となっており、こうした信託報酬の低い投信の増加は、投信全体の信託報酬を単純平均でみて下げる事となる。



(出所: 金融庁/NISA推進・連絡協議会)

米国は購入時手数料も信託報酬も相当低く、低下傾向にある様に見える。ただ、この「低い」米国の投信については「伝統的なAクラス投信の購入時手数料は4.75%だが、この4.75%のファンドには同じ中身なのに購入時手数料無しのクラスもある」(2013年1月19日付米バロンズ誌~URLは後述[参考ホームページ]⑥)と言われる通り、高低だけでは測れない手数料体系がある事に注意したい。購入時手数料「4.75%」のクラスと購入時手数料「0%」つまりノーロードのクラスが1つずつあれば平均は「2.375%」に低下するだろう。こうした購入時手数料0%のファンドが人気化して急増している今、投信全体の購入時手数料はどんどん低下する事となる。さらに、ノーロードのクラスには一般個人投資家が直接投資出来ないアドバイザー向けのファンドや年金プランなどの場合も多い。米国の投資信託協会は、「米国では、一般個人投資家が、退職プラン向けシェアクラスや機関投資家シェアクラスを通じたミューチュアルファンドを保有しており、その資産が急速に増えている」、「ノーロードシェアクラスは2000年末に長期ミューチュアルファンドの残高の43%を占めていたが、2017年末に70%に上昇した。」(URLは後述[参考ホームページ]⑦参照)と言っている。

米国の投信にはアドバイザー向けのラップ/SMA 向けファンドや退職プラン向けのファンドが増えており、投資家はアドバイザー等に対し別途手数料を払う為、ファンド費用である購入時手数料や信託報酬はアドバイスの対価と言う観点では実態を示さなくなっている。さらに米国では今、全てのファンド分類において購入時手数料 2.5%(*大口割引あり)で 12b-1 手数料年 0.25%と言う T シェア(クラス)や、購入時手数料も 12b-1 手数料もないクリーンな投信“クリーン・シェア”など新しい DOL ルール(労働省フィデューシャリー・デューティールール)向け投信が設定された(2017 年 6 月 5 日付日本版 ISA の道 その 184~URL は後述[参考ホームページ]⑧参照)。DOL ルール無効となったため、アドバイザーにクリーン・シェアは人気がないとも言われるが(URL は後述[参考ホームページ]⑨参照)、こうした投信が加わり、今後の米国投信のコスト(手数料等)比較をさらに難しくしよう。

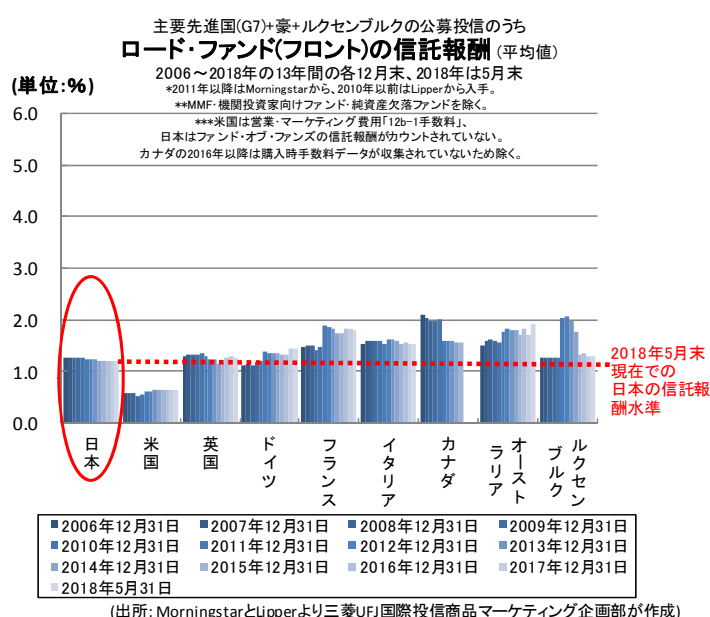
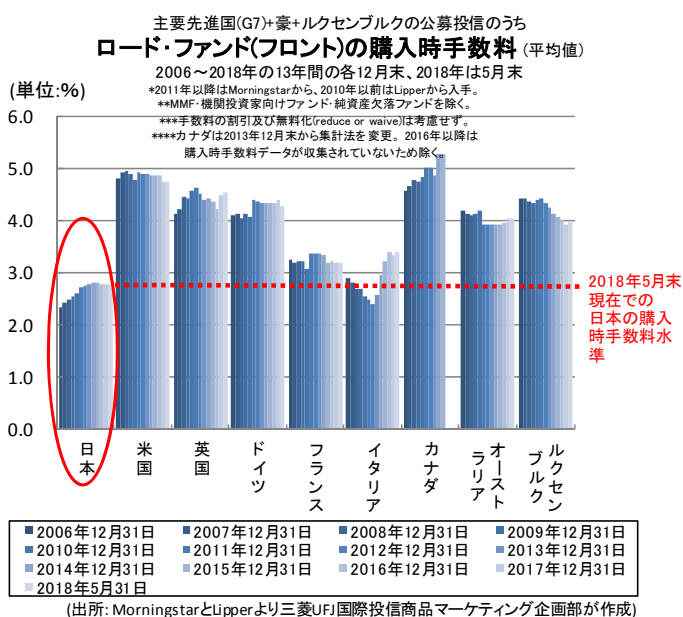
一方、既にクリーン・シェアが普及している英国では、2018 年 4 月 5 日、英 FCA(英国金融監督庁)が、一定の要件下で、投信会社が既存投資家の投信を、よりコストの安いシェアクラスへ個別に投資家の許可を得ることなく、転換することを認めた(*一定の要件…顧客の最善の利益に資すること、転換する少なくとも 60 日前までに通知すること/一回限りで、投資家から返答不要など~URL は後述[参考ホームページ]⑩参照)。既に RDR/個人向け金融商品販売制度改革により、英国では新しく設定される投信は、購入時手数料のみならず日本の代行手数料に相当する手数料を基本的に受け取れず、別途手数料を徴収するが、この RDR 施行前にアドバイザー経由で投資していた分は対象外とされていた。一部では、強制転換させられると、これまで継続して得ていたアドバイスがなくなるか、またはアドバイザーにフィーを払ってアドバイス等を得なければならないという事態となり、反対する投資家もいる様だが、「英運用会社ベイリーギィフォードでは、クリーン・シェアのオンゴーイングチャージフィガー/Ongoing Charges Figure/OCF(*日本の「実質的な信託報酬率」に近い)が 0.69%と、RDR 以前のシェアクラス(1.54%)に比べて平均 55%のディスカウントとなり、他社も大幅な値下げに直面している」(2018 年 5 月 30 日付ポートフォリオ・アドバイザー・コム~URL は後述[参考ホームページ]⑪)とされ、今後、信託報酬に一層の引き下げ圧力がかかるだろう。なお、投資家から別枠で得るアドバイス・フィーは今回の国際比較では含んでいない。

カナダは、株式ファンドの運用報酬が世界で最も高い国とされ、「2017 年のカナダの株式ファンドのエクスペンシオ(中央値)は 2.23%と、25 カ国で最高」(2018 年 6 月 26 日付ブルームバーグ~URL は後述[参考ホームページ]⑫)と報じられていた。そのカナダは信託報酬が 2017 年末より下がっていて、9 カ国中 6 番目である(前回調査は 5 番目)。米投信会社最大手であり、低コストで有名なバンガードが、ETF に続きミューチュアルファンドでもカナダ進出を表明していること、先述通り、カナダでは顧客の取引もしくはアドバイスに関して適合性を判定していないディスカウントブローカーやディーラーへのトレーリングコミッションの支払いの禁止なども実施されようとしているので、今後、カナダの投信の信託報酬はより一層、押し下げられる事となろう(後述※2、4 参照)。

尚、カナダの購入時手数料のデータが 2016 年以降は無く、2013~2015 年に急上昇しているのは 2013 年末から集計法を変えた為である(*モーニングスターのデータ上)。例えば、2012 年末まで「AGF GROUP OF FUND」シリーズ 173 本(2016 年 1 月現在)や「Russel Fund」シリーズ 237 本(同)は購入時手数料 0%としてきたが、後払い・繰延の販売手数料オプション付きであり、これは、購入時手数料(各々 6%や 5%)も選択出来る為(*選択は少ないと思われるが)、2013 年末からロード扱いとしており、全体を押し上げる事となっている。こうした個別ファンドにおける手数料体系の細分化・複雑化が、国毎の手数料の横比較を難しくする背景となっており、2016 年以降はモーニングスターのデータにカナダの投信購入時手数料は収集されていない。先述通り、後払い・繰延の販売手数料オプションの禁止が実施されようとしているので、さらにわかりくくなりそうだ(後述※2 参照)。

国別の分析は以上だが、米国や英国、オーストラリアなど別途、アドバイス手数料を徴収出来る(徴収が義務付けられる)事から、ファンド費用の購入時手数料や信託報酬が低下する国の投信のコストと、そうではない国、日本やカナダなどの投信のコストを単純比較する事は注意が必要である。

その意味で、投信コストを国際比較する上で、ノーロードを除いて見るのが適切かもしれない。最後に、ロード・ファンド(ここでは購入時手数料のある投信)だけで国際比較すると、購入時手数料は日本が2.78%と8カ国中8番目(最低)となり、信託報酬は日本が1.21%と8カ国中7番目となる。そして、米国の購入時手数料が一気に上昇、主要国で最高レンジとなる(2015年はカナダが米国を上回り最高レンジだったが、2016年以降は前述した通り収集されずデータが無い)。



以上、欧州はもちろん、カナダ、そして米国などで投信を含む金融において大きな変化が起きている。その中で、極めて重要な投信のコスト、金融機関やアドバイザーの報酬は、規制も踏まえ、極めて正確に分析する事が望まれる。間違えると、金融機関やアドバイザー、引いては投資家にも多大なダメージを与える事となる、米国や欧州、オーストラリアでは、一国のトップ(大統領や首相)がこうした事に触れる事も多い。投信に関する規制とコスト(手数料等)の国際比較について官民揃ってのより詳細かつ正確な分析が一層強く期待されている。

※1: 欧州の MiFID II...欧州の MiFID II / 第二次金融商品市場指令で最も注目を集めているのが **売買委託手数料のアンバンドリング/分離**である。これは「**独立の立場から投資助言をする会社や投資一任サービスをする会社はすべて、第三者からあらゆるフィー・コミッション・非金銭的利益の受領を禁止する**」と言う同指令中にある原則から派生するものだ。証券会社・銀行等ブローカーの徴収する売買委託手数料(コミッション)から、売買執行以外のサービス(*リサーチ、電子情報端末使用、物品等が該当)にかかる手数料等が切り分けられ別々に徴収される。



MiFID IIでは(ファイナンシャル・)アドバイザーに対してフィデューシャリー・デューティー強化をする。前述の「**独立の立場から...**」と言う原則から派生するものである。2007年のMiFIDで既にアドバイザーに対してフィデューシャリー・デューティーを課しているが、報酬開示等を事前に示す事などをすればコミッションは受け取れるものであった(*コミッションは販売手数料や代行手数料等)。しかしこれもMiFID IIで出来なくなる。

前述の「**独立の立場から…**」と言う原則には例外もある。それは「小さな非金銭的な利益/minor non-monetary benefits/MNMB」と認められるものについてで、無料で受領出来る。それは下記の通り。

<容認可能な小さな非金銭的な利益/acceptable minor non-monetary benefits>

- (a) 金融商品や投資サービスに関連する情報や文書で、個人顧客の状況からして自然な場合
- (b) 証券の発行(見込み)企業が負担して第三者に作らせる資料で明確に開示されて運用会社に同時に提供されて一般対象も希望で受領出来る場合
- (c) 特定の金融商品や投資サービスの利益や特徴に関連するコンファレンスやセミナー、研修へ参加する場合
- (d) 上記(c)における途中の飲食などリズナブルでデミニミス/de minimis/最小限なおもてなしの場合
- (e) 顧客に提供されるサービスの質向上の可能性がある場合

「リサーチ」も無料受領が禁止される「非金銭的利益(の誘因報酬/inducement)」に該当する。たくさんの/substantive な資料(レポート)やアナリストとの面談は無料で受領出来ない。だが、最近の経済統計や業績発表など、簡単な/non-substantive なコメント、発行する(見込みの)企業が負担してアナリストに無料公開されているロードショーなどは「小さな非金銭的な利益」に該当し、無料で受領出来る。運用会社と発行する(見込みの)企業経営陣を会わせるコーポレート・アクセス/corporate access については無料ではないものの「RPA/Research Payment Accounts」は可能とする国が多い(*英国は運用会社の自己負担のみ)。

最後に、MiFIDII では取引の透明性も求められる。取引を最良の価格かつ適切な場所で執行、大量の取引データを報告する義務が課される。店頭取引/OTC から取引所取引(*正確には「規制されたプラットフォーム)への移行を進めるべく、取引情報の公表を義務付けている。これに有効とされるのが取引所取引のETFで、欧州のETF拡大の要因となっている。

以上、さらに詳しくは、2017年12月25日付日本版ISAの道 その209を参照の事(URLは後述[参考ホームページ]②)。

※2: カナダのCFR/Client Focused Reforms(顧客本位改革)…2018年6月21日にカナダのCSA/Canadian Securities Administrators/カナダ証券管理局(カナダ各州の証券規制当局から構成)が、CFR/Client Focused Reforms(顧客本位改革)等を公表している(URLは後述[参考ホームページ]⑭)。加ミュージチュアルファンドのフィーを含む販売方法/手数料徴収方法の大きな変更である。次の様な事である。



1. 全ての後払い・繰延の販売手数料オプション/all forms of the deferred sales charge optionの禁止、
2. 顧客の取引もしくはアドバイスに関して適合性を判定していないディスカウントブローカーやディーラーへのトレーリングコミッションの支払い/the payment of trailing commissions to dealers who do not make a suitability determinationの禁止などもある。

尚、トレーリング・コミッションは、トレーラー・フィーとも言い、投資家の保有期間中、毎年、投信会社の得るマネジメントフィーから支払われるもので、米国の12b-1手数料、日本の代行手数料、英国のトレール・コミッションに相当する手数料である(2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号、2016年8月1日付日本版ISAの

道 その 151、2017 年 2 月 6 日付日本版 ISA の道 その 171～URL は後述[参考ホームページ]⑧)。

2018 年 6 月 26 日にモーニングスターは「長く待ち焦がれていた決定がされた。ミューチュアルファンドをめぐる組み込まれた手数料に関して、CSA は組み込まれた手数料の全面禁止/outright ban を寸前で踏みとどまった/stop short of。一方、投資業界に定着した 2 つの手数料慣行について廃止を提案した。改革では、アドバイザーに対して KYC/Know your client(顧客を知る事)や KYP /Know your product(商品を知る事)と言った適合性強化を求めているが、オンタリオ州とニューブランズウィック州が法案審議中である最善の利益基準を導入するまではいかなかった。…(略)…。改革の大半について施行は 2 年先、早くても 2020 年だろう。」と報じている～URL は後述[参考ホームページ]⑨)。

※3: 9 カ
国…G7(日、



米、英、仏、独、伊、加)とルクセンブルグ、

オーストラリア。「投資信託の世界統計」(2018 年 3 月末)によると、投信残高: 1 位米国、2 位ルクセンブルグ、3 位アイルランド、4 位フランス、5 位ドイツ、6 位オーストラリア、7 位英国、8 位中国、9 位日本、10 位ブラジル(*私募投信や ETF 等を含む、2018 年 6 月 26 日に投資信託協会が「投資信託の世界統計」として公表～URL は後述 [参考ホームページ]⑩参照)。

※4: 米投信会社最大手バンガード、ETF に続きミューチュアルファンドでもカナダ参入…2018 年 6 月 26 日付ブルームバーグは、「バンガード、世界で最も高い株式ファンドマーケットをひっくり返す。」という見出しで、米投信会社最大手バンガードが、ETF に続きミューチュアルファンドでもカナダ参入を報じていた(URL は後述[参考ホームページ]⑬参照)。



「ETF で格安のフィーを設定することで知られるバンガードインベストメントカナダは、マネジメントフィー最大 0.5% のミューチュアルファンドを設定する予定だ。モーニングスターによると、2017 年のカナダの株式ファンドのエクスペンスレシオ中央値は 2.23% と、25 カ国で最も高い。バンガードカナダのマネージングディレクターは電話で、『カナダの ETF のコスト引き下げを行い、我々の競合会社は打ち勝とうとコストを下げてきた。ミューチュアルファンドの領域でも同じような競争をもたらしたい』と語った。バンガードが提供するものは、グローバル・バランスファンド、グローバル・ディビデンド・ファンド、米国バリューファンド、インターナショナル・グロースファンドでいずれも米国または英国で提供されてきたものだ。同社のカナダ進出は、インデックスを超えてアクティブ運用ファンドを重視する同社のグローバルなプッシュの一環。…(略)…。ETF は人気を背景に急速に成長してきたが、ミューチュアルファンドと比べるとまだ小さく見えてしまう。カナダの投資家が保有するミューチュアルファンド資産は 1.5 兆加ドル、ETF は 1570 億加ドルである(2018 年 5 月時点～カナダ投信協会とナショナルバンクフィナンシャルのデータによる)。」

以 上

[参考ホームページ]

①2018 年 6 月 4 日付 Funds Europe「Broker costs: MiFID II showing “bite”」…「<http://www.funds-europe.com/news/broker-costs-mifid-ii-showing-bite>」、ITG 社の最新調査「Global Cost Review Q1/2018」…「<https://www.itg.com/assets/Global-Cost-Review-2018Q1-Update.pdf>」。

- ②2017年12月25日付日本版ISAの道 その209「2018年1月3日からMiFID II(ミフィッド・ツー)が始まる! 欧州ではクリスマス返上も!! PRIIPs, PSD2, RDRも含め理解~PSD2によりオープンAPIでフィンテック拡大、データグリゲーション型ロボアドやビットコイン活用デジタル・バンクも~」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_171225.pdf」。
- ③2018年6月13日付投資信託協会「投資信託の主要統計等ファクトブック」…「<http://www.toushin.or.jp/statistics/factbook/>」。
- ④2018年1月12日付日本経済新聞電子版「つみたてNISA開始、大手ネット証券が独走か」…「<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25520390Q8A110C100000/>」。
- ⑤金融庁「つみたてNISA対象商品届出一覧」「つみたてNISA対象商品の概要について」…「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/target/index.html>」、 「対象商品の要件についての告示」…「<http://www.fsa.go.jp/common/law/kokuji/20170331nai540.pdf>」。
- ⑥2013年1月19日付米バロンズ誌「Are Sales Loads for Suckers?」…「http://online.barrons.com/article/SB50001424052748703596604578235541779317754.html?mod=BOL_hpp_mag#articleTabs_article%3D1」。
- ⑦2018年1月17日付米ICI/投資信託協会「Americans Rely on Stocks to Meet Their Financial Goals as Much as Ever」…「https://www.ici.org/viewpoints/view_18_stocks_collins_ws_j」、2018年4月30日付米ICI/投資信託協会「Trends in the Expenses and Fees of Funds, 2017」…「<https://www.ici.org/pdf/per24-03.pdf>」。
- ⑧2017年6月5日付日本版ISAの道 その184「米労働省フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルール(DOLルール)が実施へ! 今後の展開は? DOLルール向け投信のクリーン・シェアとTシェア!!」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170605.pdf」、2017年2月6日付日本版ISAの道 その171「米国の大統領令で市場が揺れ動く2017年1月! 2月はドッド=フランク法(ボルカー・ルール)とDOLフィデューシャリー・ルールにも大統領令! その中、NISAの既存投資家も新規投資家もネット証券の投資家も総じてグローバル株を志向!!」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170206.pdf」、2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号「投資アドバイザーに対するフィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!~米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD最新事情と各国ファンドのチャンネル別フロー~」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam151228.pdf>」、2016年7月19日付日本版ISAの道 その149「キーワードはインベストメント・チェーン!~米国労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール案、英国ケイ・レビュー、欧州MiFID~」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160719.pdf」、2016年8月1日付日本版ISAの道 その151「最新版: フィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!~米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD最新事情と各国ファンドのチャンネル別フロー~」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160801.pdf」。
- ⑨2018年6月8日付ThinkAdvisor「Are Low-Cost Mutual Funds Now Competitive With ETFs?」…「<https://www.thinkadvisor.com/2018/06/08/are-low-cost-mutual-funds-now-competitive-with-etf/>」。
- ⑩2018年4月英FCA「Asset Management Market Study remedies and changes to the handbook – Feedback and final rules to CP17/18」…「<https://www.fca.org.uk/publication/policy/ps18-08.pdf>」。
- ⑪2018年5月30日付ポートフォリオ・アドバイザー・コム「FCA changes could fail to budge pre-RDR investors」…「<https://portfolio-adviser.com/fca-changes-could-fail-to-budge-pre-rdr-investors/>」。
- ⑫投資信託協会「投資信託の世界統計」…「<https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>」。
- ⑬2018年6月26日付ブルームバーグ「Vanguard Upends the World’s Costliest Market for Equity Funds」…「<https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-06-25/vanguard-known-for-cheap-etfs-launches-canadian-mutual-funds>」。
- ⑭2018年6月21日付カナダ証券管理局公表の通知…「<https://mailchi.mp/osc/canadian-securities-regulators-publish-harmonized-response-to-concerns-with-the-client-registrant-relationship?e=dff75e17d>」。
- ⑮2018年6月26日付モーニングスター「Regulators roll out ‘best-interest’ concept」…「<https://www.morningstar.com/articles/870732/regulators-roll-out-bestinterest-concept.html>」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。